

泉佐野市公園墓地（区画墓地）

【使用申込みのしおり】

泉佐野市公園墓地の使用をご希望の方は、申込み資格や手続きについて、この「しおり」をお読みになったうえでお申込みください。

泉佐野市 環境衛生課

電話 072 (429) 9286

申込み期間：令和8年4月15日（水）以降、通年

A. 募集墓地

(所在地)	泉佐野市中庄1231番地
(名称)	泉佐野市公園墓地
(募集区画)	① 2.25㎡（間口1.50m×奥行1.50m） 永代使用料…… 980,000円
	② 4.00㎡（間口2.00m×奥行2.00m） 永代使用料…… 1,742,000円

※募集区画についての注意事項

- ・区画については、別添の募集対象区画図から希望区画を選択していただきます。
- ・区画決定については、申込み受付順としています。
- ・申込みは1世帯につき1区画に限ります。
- ・申込み済及び現使用者の返還等により新たに空きとなった区画については、随時更新を行います。申込みのタイミングによっては未更新の場合がありますので、希望区画の申込み可否については、環境衛生課へお問い合わせください。
- ・永代使用料……墓地を永年にわたって、使用していただくための使用料で、分譲販売するものではありません。
- ・墓地管理料……徴収していません。

B. 申込み資格（下記の条件を全て満たしている方）

- ① 本市に住民登録されていて、申込み時点において引続き6ヶ月以上住所を有している世帯主の方。または、本市に申込み時点において引続き6ヶ月以上本籍を有している世帯主の方。
- ② 親族〔申込者の配偶者・父母・祖父母・子・兄弟姉妹など〕の遺骨があり、かつ墳墓のない方。または、墳墓はあるが、改葬を希望されている方。
●分骨は、改葬に該当しません。
- ③ 使用許可日から1年以内に墓碑の建立を行い、埋蔵できる方。

C. 申込み方法

下記申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し環境衛生課へお持ちください。

※**郵送での申込受付はいたしません。**

埋火葬許可証（証明書）以外の添付書類は発行後3か月以内のものをご提出ください。

（区画墓地）使用許可申請書		希望区画を必ず記載すること
『住民票』		申込者の <u>本籍地及び世帯主記載</u> のあるもの
『戸籍謄本』		申込者と埋蔵する人との関係を明らかにする書類
110円切手 1枚		書類審査結果後、納付通知書及び誓約書の発送に使用
どちらか一方	『火葬許可証』 または 『火葬証明書』	遺骨を自宅にお持ちの方
	『埋(収)蔵証明書』 または 『改葬許可証』	墓地がなく、遺骨を寺院・納骨堂等に保管している方 または改葬を希望されている方

D. 申込みから使用許可まで

① 申込み受付期間

- ・ 受付期間 令和8年4月15日（水）以降、通年
（土・日曜日、祝日、年末年始市役所閉庁日は、受付を行いません。）
- ・ 受付時間 午前8時45分～午後5時15分
- ・ 受付場所 市役所2階 環境衛生課

② 墓地永代使用料の納付

申請書及び必要書類の提出をいただいてから、墓地使用料納付通知書及び誓約書の発送準備を行います。その為、納付通知書の到着予定は、申請書等の提出から約1週間後となりますのでよろしくお願ひします。

納付通知書到着後、納付通知書に記載された納付期限までに納付してください。

（※ゆうちょ銀行は利用できません。）

（※市役所1階会計課横9番窓口（市指定金融機関）でも納付可能ですが、

取扱時間は午前9時から午後4時（午後0時から0時45分除く）となります。）

※やむを得ず、納付期限内に納付が間に合わない場合や、墓地の使用をキャンセルする場合は、必ず納付期限までに、環境衛生課まで連絡してください。

（納付後に使用をキャンセルする場合は、④の規定が適用されますので注意してください。）

③ 使用許可証の発行

使用料納付後、泉佐野市公園墓地（区画墓地）使用許可証をお渡ししますので、**使用料の領収書及び誓約書（署名捺印をお願いします。）**を持参し、市役所2階環境衛生課にて必ず交付を受けてください。

使用許可証のお渡し後から、墓地の使用が可能となります。手続きについては、別紙「区画墓地をお申込みいただいた方へ 今後の手続きについてのご案内」（使用許可証発行時にお渡しします。）を参照してください。

※使用許可証発行後、1年以内に墓碑の建立を行い、埋蔵を行ってください。

④ 墓地の永代使用料還付規定

永代使用料納付（墓地使用許可証発行）後、墓地の返還を行う際は、下記の表を使用し、既納墓地永代使用料の還付を行います。

（※泉佐野市公園墓地条例第21条 別表2より）

区 分		使用許可後の 経過年数	還付割合
墓地が不要になったとき	未使用の場合	1年未満	100分の80
		1年以上	100分の50
	墓石等の設置や埋蔵を行っている場合		100分の25
3年以上墓地を使用せず、又は使用に必要な設備を設けなかったことにより使用許可を取り消されたとき			100分の50

※還付金については、墓地の原状回復（更地）状況の確認後、振込手続きを行います。

E. 使用許可後の注意事項

- ① 区画墓地の使用権は、承継によるほか、他人に売買又は譲渡することはできません。
- ② 使用者は、常に使用する区画墓地の適切な維持管理に努めなければなりません。また使用する区画墓地の墓碑その他工作物等が他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがある場合は、直ちに修復その他必要な措置をしなければなりません。
- ③ 区画墓地使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消すことができます。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (2) 偽り、その他不正な行為により使用許可を受けたとき。
 - (3) 使用権を譲渡し、又は使用区画を転貸したとき。
 - (4) 法令又は泉佐野市公園墓地条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
 - (5) 区画墓地を一定期間以上使用せず、又は使用に必要な設備を設けないとき。
- ④ 区画墓地の使用権は、当該墓地の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは消滅します。
 - (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族のうち祭祀を主宰する者がいないとき。
 - (2) 使用者が行方不明となり、10年を経過したとき。

泉佐野市公園墓地（区画墓地）使用許可申請書

年 月 日

泉佐野市長 様

泉佐野市公園墓地の区画墓地を使用したいので、要確認事項を承知のうえ、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒		
	本籍			
	フリガナ		生年月日	大・昭・平 年 月 日
	氏名			
	連絡先	自宅・携帯		
埋蔵予定者	フリガナ		死亡年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	氏名			
	申請者との続柄			
	改葬の場合改葬元			
希望区画	<input type="checkbox"/> 2.25㎡ (号)			
	<input type="checkbox"/> 4.00㎡ (号)			
<<添付書類>> 1 申請者の住民票（本籍地及び世帯主記載のあるもの） 2 戸籍謄本（申請者と埋蔵予定者との関係が分かるもの） 3 火葬証明書又は埋（収）蔵証明書 4 110円切手（市役所では購入出来ません。）				

※太線の枠内だけご記入ください。

※住所・本籍・氏名は、住民票・戸籍謄本のとおりにご記入ください。

<<要確認事項>>

1. 区画墓地の使用権は、承継によるほか、他人に売買又は譲渡することはできません。
2. 以下に該当する場合には申請、届出等の手続きが必要です。
 - (1) 焼骨を埋蔵又は改葬しようとするとき
 - (2) 区画墓地の使用権を承継しようとするとき
 - (3) 区画墓地が不要になったとき（返還するとき）
 - (4) 使用許可証を紛失または汚損したとき
 - (5) 使用者の住所、本籍、氏名等使用許可証記載事項に変更があったとき
 - (6) 碑表その他工作物の建設、改修、撤去など、区画墓地の使用に伴う工事その他の理由により、区画墓地を臨時に使用するとき
3. 使用者は、常に使用する区画墓地の適正な維持管理に努めなければなりません。また使用する区画墓地の墓碑その他工作物等が他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがある場合は、直ちに修復その他必要な措置をしなければなりません。
4. 区画墓地使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消すことができます。
 - (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき
 - (2) 偽り、その他不正な行為により使用許可を受けたとき
 - (3) 使用権を譲渡し、又は使用区画を転貸したとき
 - (4) 法令又は泉佐野市公園墓地条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき
 - (5) 区画墓地を一定期間以上使用せず、又は使用に必要な設備を設けないとき
5. 区画墓地の使用権は、当該墓地の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは消滅します。
 - (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族のうち祭祀を主宰する者がいないとき
 - (2) 使用者が行方不明となり、10年を経過したとき

埋（収）蔵証明書

(改葬許可申請書添付書類)

死亡者の住所			
死亡者氏名		性別	
死亡年月日	年	月	日
埋（収）蔵場所			
埋（収）蔵年月日	年	月	日
申請者氏名			
死亡者との続柄			

上記のとおり遺骨を埋（収）蔵し、管理していることを証明します。

年 月 日

墓地（遺骨）管理者

(寺院等の管理者)

名 称

所 在 地

管 理 者 名

印